

受動喫煙防止条例制定項目比較（国・都府県）

【参考資料2】

	国	東京都	静岡県	山形県	秋田県	兵庫県	大阪府
制定年月	2018年7月	2018年6月	2018年10月	2018年12月	2019年6月	2019年3月（改正）	2019年3月
責務	国及び地方公共団体	都、都民、保護者	県、県民、保護者、事業者、保険者	県、県民、市町村、事業者、医療・教育関係者、保護者	県、県民、事業者	県、県民、市町、保護者、事業者・施設管理者	府、府民、保護者、（市町村、施設管理者）
受動喫煙の定義	第25条の4 受動喫煙：人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。	第2条 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。	国に同じ	国に同じ	国に同じ	第1条 この条例において「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。	国に同じ
喫煙をする際の配慮義務等	（喫煙をする際の配慮義務等） 第25条の3 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。	（喫煙をする際の配慮義務等） 第7条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下「特定施設等」という。）の次条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関等	第1種施設屋内全面禁煙（喫煙専用室不可）敷地内禁煙（屋外に喫煙場所（=特定屋外喫煙場所）設置可）	第9条3 敷地内禁煙。ただし、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。	第9条 敷地内禁煙。ただし、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。	第10条 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所を定めないよう努めるものとする。）	敷地内禁煙 ・児童福祉施設、母子健康包括支援センター、認定こども園：特定屋外喫煙場所設置不可 ・その他第1種施設：特定屋外喫煙場所を定めないよう努めなければならない。（努力義務）	敷地内禁煙（例外なし）	第1種施設 ※屋外喫煙場所の設置不可（屋内全面禁煙（喫煙専用室不可）） ☆例外措置精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設などは、屋外喫煙場所の設置可
保育所						国に同じ	
大学		国に同じ	国に同じ			敷地内禁煙（例外なし）	
医療機関						国に同じ	
児童福祉施設						国に同じ	
行政機関							
社会福祉施設	屋内禁煙（喫煙専用室でのみ喫煙可）	国に同じ	国に同じ		国に同じ	屋内禁煙	国に同じ
バス、タクシー、航空機	禁煙	禁煙	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ	国に同じ
駅、空港等	第2種施設屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）	国に同じ	国に同じ	国に同じ	屋内禁煙（喫煙専用室設置不可）	駅等：建物内禁煙（喫煙室設置可）プラットホーム、バス停留所その他これらに類する施設（屋外）：禁煙（屋外喫煙場所設置可）	国に同じ
第1種施設以外の飲食店を除く施設（老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、国会、裁判所など）（旅館・ホテルの客室、人の居住場所等は除外）	第2種施設屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ、飲食不可※）内でのみ喫煙可）※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可	国に同じ	国に同じ	第11条 屋内禁煙。ただし、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないよう努めるものとする。	国に同じ	・店舗・宿泊施設：建物内禁煙（喫煙室設置可）（ホテル等の客室部分は除く） ・理容所・美容所、公衆浴場、集会場、展示場、図書館、博物館、美術館、劇場、貸し会議室等：建物内禁煙（喫煙室設置可） ・観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園：建物内禁煙（喫煙室設置可）、敷地内（屋外）禁煙（屋外喫煙場所設置可）	国に同じ
飲食店（バーやスナック等を除く）	別に法律で定める日までの経過措置：原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可） 附則第2条2※ただし、客室面積100㎡以下で、個人又は中小企業（資本金5千万円以下）は規制対象外（喫煙可能である旨の標識を掲示する必要がある。） ・喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない※新規の飲食店は当初から屋内禁煙（経過措置なし）※従業員の募集にあたって、受動喫煙対策の明示を義務づける。（別の関係省令により）	附則第3条2従業員を雇用している場合は屋内禁煙。（ただし、喫煙専用室内でのみ喫煙可）雇用していない場合は、禁煙・喫煙を選択できる。（禁煙、あるいは喫煙可能である旨の標識を掲示する。）	国に同じ	第12条 客席面積100平方メートル以下の中小飲食店に対しても「当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。」と規定	原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）※ただし、既存飲食店のうち、個人又は中小企業（※）かつ客席面積100㎡以下の飲食店で、従業員を使用しない場合は、喫煙・禁煙を選択可能	建物内禁煙（喫煙室設置可）次の全ての要件を満たす飲食店は喫煙店舗とすることが可能（当分の間の措置） ・条例施行の際、現に存する飲食店・客席面積が100㎡以下・個人又は中小企業・子ども及び妊婦を立ち入らせ又は勤務させないことを明示している。	府既存飲食店従業員を雇用している飲食店については、客席面積に関わらず、原則屋内禁煙に努める。（努力義務） ・改正法において「別に法律で定める日」までの経過措置として、店内で喫煙可能とされている飲食店のうち、客席面積が30㎡を超える飲食店は、2025年4月からは原則屋内禁煙とする。（義務規定として）（喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可）[2025年4月1日から] ・客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様の取り扱いとし、改正法に基づく「別に法律で定める日」までの間は、経過措置として喫煙が禁煙の選択可とする[2025年4月1日から]
加熱式タバコ	当分の間の経過措置：喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可	加熱式たばこについては、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙専用室での喫煙を可とする。	国に同じ	（再掲）第11条 屋内禁煙。（ただし、喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないよう努めるものとする。）	国に同じ	加熱式たばこは紙巻きたばこ同様の取り扱いを規定し、改正健康増進法に定められている「指定たばこ専用喫煙室」は設置できないこととします。	改正法と同様の取り扱いとし、当分の間は、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食等も可）内での喫煙を可とする。

	国	東京都	静岡県	山形県	秋田県	兵庫県	大阪府
標識の掲示	喫煙場所のみ掲示第33条2等第2種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。 一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止	第9条2 禁煙の飲食店も掲示（屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所がない旨）第12条2第二種施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、出入口の見やすい箇所に、標識を掲示しなければならない。 一 喫煙できる場所がある 二 二十歳未満の者の立入り禁止	（受動喫煙の防止に係る標識の掲示） 第8条 禁煙の飲食店も標識を掲示しなければならない。⇒第10条 違反しているとき、知事は指導又は勧告することができる。⇒第11-12条 従わないときは、公表することができる。立入検査もできる。など	第13条 当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。（努力義務）	すべての飲食店において、喫煙可能又は禁煙、喫煙室等の標識を掲示	施設管理者の責務（罰則付き） ア 禁煙の施設の入口等に喫煙禁止の表示をする イ 喫煙室等の喫煙区域がある施設は入口等に表示、20歳未満及び妊婦の立入り禁止等	・全面禁煙の飲食店等においては、主たる出入口の見やすい箇所に、屋内に喫煙場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努める。 ・喫煙専用室等を設置している飲食店の管理権原者⇒ (1) 飲食店の主たる出入口の見やすい箇所に喫煙専用室設置施設標識を掲示しなければならない。 (2) 二十歳未満の者を喫煙専用室等喫煙可能な場所に立ち入らせてはならない。
子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定	20歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨の標識	（保護者の責務） 第5条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならない。 （喫煙専用室） 第12条 二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない等	第5条 東京都の保護者の責務と同様な規定あり	第13条 東京都の保護者の責務と同様な規定あり	なし	ア 何人も、受動喫煙に遭うおそれがある場所に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせない。  イ 何人も、20歳未満の者及び妊婦の近くではたばこを吸ってはならない。  ウ 妊婦は、喫煙してはならない。  エ 施設管理者は、20歳未満の者及び妊婦を喫煙区域に立ち入らせない。（罰則付き）	【府民等の責務】・府民等は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努める。  ・府民等は、全ての子ども、妊婦その他の健康上の配慮が必要な者に対し、通学路や公園等公共的な空間において受動喫煙を生じさせることのないよう努める。  【保護者の責務】 ・保護者は、いかなる場所においても、その監督する者に対し、受動喫煙を生じさせることのないよう努めるとともに、喫煙をする場所に立ち入らせないように努める。
子どもを受動喫煙から守る条例		2017年10月5日、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定（努力義務として） ・家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない。 ・受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない。 ・子どもが同乗する自動車内で喫煙しない。	なし	なし	なし	オ 施設管理者は、施設の出入口付近その他利用者が多く集まる場所を喫煙場所としない。 【私的な区域における措置】 ア 居宅等の私的な区域であっても20歳未満の者及び妊婦と同室の空間で喫煙してはならない。	2018年12月13日公布 ・子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもたちが安心して健康的に暮らせるよう、住居、自動車等の生活空間や学校、通学路、公園、病院等の子どもの利用が想定される公共的な空間等において、受動喫煙をさせることのないよう努めることは社会全体の責務である（前文 抜粋） ・府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない（条例第3条第1項） ・保護者は、喫煙をする場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない（条例第3条第2項）  イ 20歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならない。（受動喫煙防止条例に含める。）